

全国健康保険協会船員保険協議会（第43回）議事次第

平成31年3月11日（月）15:00～

主婦会館プラザエフ 9階 スズラン

〔議 題〕

1. 平成31（2019）年度事業計画及び予算（案）について
2. 今後の保険料負担軽減措置について
3. その他

〔資 料〕

- 資料 1-1 平成31（2019）年度全国健康保険協会事業計画及び予算（案）
- 資料 1-2 平成31（2019）年度事業計画 新旧対照表
- 資料 1-3 予算案の前年度比較
- 資料 1-4 平成31（2019）年度船員保険勘定予算案（業務経費及び一般管理費の内訳）
- 資料 1-5 全国健康保険協会定款 新旧対照表（抜粋）
- 資料 2-1 被保険者保険料負担軽減措置について
- 資料 2-2 控除率の引き下げについて
- 参考資料 1 船員保険におけるオンラインによる禁煙プログラムの実施について
- 参考資料 2 東日本大震災による被災者に係る船員保険の一部負担金の免除措置について
- 参考資料 3 平成30年7月豪雨に係る対応について

**平成 31（2019）年度
全国健康保険協会
事業計画及び予算
（案）**

【船員保険事業関係】

対象期間：平成 31（2019）年 4 月 1 日～2020 年 3 月 31 日

I. 平成 31 年度の船員保険運営の基本方針

協会が保険者として船員保険事業を運営するに当たっては、協会の理念（基本使命・基本コンセプト）を踏まえた上で、「船員保険事業を通じ、わが国の海運と水産を支える船員と家族の皆様の健康と福祉の向上に全力で取り組む」という基本的な考え方に立って、加入者や船舶所有者の意見を反映した、自主自律かつ公正で効率的な事業運営に取り組むことを基本とする。

また、船員労働の特殊性に応じた事業ニーズを十分踏まえた事業運営に努めるとともに、主な重点施策にそった重要業績評価指標（KPI）を定め達成状況を検証する等、船員保険協議会における十分な議論などを通じて、船員関係者のご意見を適切に反映する。

なお、平成 31 年度の船員保険事業の基本方針は以下のとおりとする。

- (1) 基盤的保険者機能においては、レセプトや現金給付の審査支払を適正かつ効率的に行うことにより、加入者に良質なサービスを確実に提供する。同時に医療費の適正化などを通じて保険者としての健全な財政運営に努めるとともに福祉事業を着実に実施する。
- (2) 戦略的保険者機能においては、第 2 期船員保険データヘルス計画及び第 3 期特定健康診査等実施計画に基づき、船舶所有者とも連携して、加入者の健康維持増進を図ること、時宜を得た広報やジェネリック医薬品使用促進の働きかけを行うこと等により加入者・船舶所有者の利益の実現を図っていく。
- (3) 組織体制の強化については、基盤的保険者機能と戦略的保険者機能の本格的な発揮を確実なものとするため、人材育成による組織力の強化をはかり組織基盤を強化していく。

また、内部統制の強化を行うとともに、システム運営を強化していく。

Ⅱ. 主な重点施策

(1) 基盤的保険者機能

① 保険給付等の業務の適正な実施

- ・ 職務外の事由による傷病手当金等の給付、職務上の事由による休業手当金の上乗せ給付及び独自給付、経過措置として協会が支給することとされた職務上の事由による年金、新たな特別支給金などの支払いを正確かつ迅速に実施する。
- ・ 不正の疑いのある事案については、実地調査等を実施し、給付の適正化を図る。
- ・ 下船後の療養補償について、医療機関等に療養補償証明書を提出したときは、当該療養補償証明書を船員保険部に提出する必要があること等、加入者や船舶所有者等に対し、適切な申請がされるよう周知を図る。

② 効果的なレセプト点検の推進

- ・ 資格点検及び外傷点検を効率的に実施するとともに、点検効果額の引き上げを図るために内容点検業務の外部委託を実施する。
 - KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする
- (※) 査定率 = レセプト点検により査定（減額）した額 ÷ 船員保険の医療費総額

③ 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

- ・ 柔道整復施術療養費について、多部位かつ頻回の施術が行われている申請等に加え、長期受診となっている申請に対する文書照会等を実施するなど、適正受診の促進を図るとともに、不適切な申請事例につい

ては厳格に対応する。

- KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする

④ あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進

- ・ 受領委任制度導入に伴い、文書で作成された医師の再同意の確認を徹底する等審査を強化し、不適切な申請事例については厳格に対応する。

⑤ 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進

- ・ 日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、協会から保険証未回収者に対する返納催告を行う。
- ・ 不適正に使用された医療費等を早期に回収するため、資格喪失後受診等により発生する返納金債権等については、文書等による催告や支払督促等の一連の手続きにより早期かつ確実な回収に努める。

- KPI：① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする
- ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする
- ③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする

⑥ サービス向上のための取組

- ・ 加入者等のご意見や苦情等を迅速に業務に反映するよう、お客様満足度調査を実施し、船員保険部内に設置したサービス向上委員会においていただいたご意見等の改善等に向けた検討を行うなど、更なるサービ

スの向上を図る。

- ・ 職務外給付は、サービススタンダード（申請の受付から給付金の振込みまでの期間：10 営業日）の状況を適切に管理し、年間を通じ100%の達成を目標に着実に実施する。
- ・ 保険証の交付は、資格情報等の取得後、速やかに発行する。（情報取得から送付までの平均日数：3 営業日以内）

- KPI：① サービススタンダードの達成状況を100%とする
② 保険証の3 営業日以内の発行を100%とする

⑦ 高額療養費制度の周知

- ・ 高額療養費の支給決定通知書に、限度額適用認定の利用をご案内するチラシを同封する等、限度額適用認定証の更なる利用促進を図るとともに高額療養費の未申請者に対し、支給申請の勧奨を行う。

- KPI：高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を80%以上とする

⑧ 職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付等の申請勧奨

- ・ 厚生労働省より船員に係る労災保険の給付データの提供を受け、職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付や特別支給金等の未申請者に対する申請勧奨を実施し、その着実な支給を図る。

⑨ 被扶養者資格の再確認

- ・ 被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止等を図るため、被扶養者資格の再確認を、日本年金機構との連携の下、船舶所有者等の協力を得て、的確に行う。

- KPI：被扶養者資格の確認対象船舶所有者からの確認書の提出率を対前年度以上とする

⑩ 福祉事業の着実な実施

- ・ 船員労働の特殊性等を踏まえ、無線医療助言事業の運営及び洋上救急医療事業の援護を行うとともに、船員のニーズ等を踏まえたきめ細やかな保養事業の実施を通じ、加入者等の福利厚生の上昇を図る。
- ・ 船員の健康と生命の安全を守る上で重要な役割を果たす無線医療助言事業及び洋上救急医療援護事業については外部委託機関と連携を図り、事業の円滑かつ着実な実施に努める。
- ・ 保養事業については、利用実態等を踏まえ、必要な見直しの検討を行いつつ、利用者の増加に向けた広報を行うことなどにより事業の円滑かつ着実な実施に努め利用者の拡大を図る。

⑪ 健全な財政運営

- ・ 中長期的な視点から、健全な財政運営に努める。
- ・ 中長期的な船員保険財政等について、加入者や船舶所有者に対して情報発信を行う。

(2) 戦略的保険者機能

① データ分析に基づいた第 2 期船員保険データヘルス計画及び第 3 期特定健康診査等実施計画の着実な実施

- ・ 船員保険の健康課題である「メタボリックシンドロームリスク保有率の減少」及び「喫煙率の減少」を引き続き取組の柱とした第 2 期船員保険データヘルス計画及び第 3 期特定健康診査等実施計画について、P D C A サイクルを強化し、着実に実施する。
- ・ データ分析に基づき確認できた健康課題については、効果的かつ効率的な取り組みを行うことにより、加入者の行動変容や健康意識の醸成に繋げていく。

i) 特定健康診査等の推進

- ・ 健診受診率の向上のため、生活習慣病予防健診の個人負担無料化を周知するとともに、健診実施機関を拡充する。
- ・ 船員保険被保険者の特性を踏まえ、前立腺がん検査をオプション検査項目として実施する。
- ・ 船舶所有者への船員手帳健康証明書データの提供依頼について、船員手帳健診受診後、早期に提供いただく取組を推進する。また、船員手帳健診実施機関から健診データをスムーズに提供を受けられるよう必要な環境を整備する。
- ・ 被扶養者に対する健診の実施に当たっては、地方自治体や支部と連携したがん検診との同時受診の推進により、受診率の向上を図る。

- KPI : ① 生活習慣病予防健診受診率を 42%以上とする
- ② 船員手帳健康証明書データ取得率を 29%以上とする
- ③ 被扶養者の特定健診受診率を 23%以上とする

ii) 特定保健指導の実施率の向上

- ・ 健診、保健指導を一貫して行うことができるよう、健診当日に初回面談を実施すること等を最大限に活用し、実施率の向上を図る。

- KPI : ① 被保険者の特定保健指導実施率を 20%以上とする
- ② 被扶養者の特定保健指導実施率を 14%以上とする

iii) 船舶所有者と協働した加入者の健康づくり

- ・ 船舶所有者単位の健康課題（血圧、脂質等のリスク保有率、特定保健指導実施率等）を見える化した情報提供資料を用いて、自社船員の健康課題を認識していただき、併せて船舶所有者と協働した健康づくり事業を本格実施する。

iv) 加入者の健康増進等を図るための取組の推進

- ・生活習慣病の重症化予防を図るため、健診結果に応じたオーダーメイドの情報提供を通じて、健診受診者に対して、医療機関への受診や特定保健指導の利用の勧奨を実施するとともに、加入者の健康に対する意識の向上を図る情報を提供する。
- ・喫煙者に対し、実効性のあるオンライン禁煙プログラムを本格実施するとともに、引き続き禁煙支援に関する情報提供を実施する。
- ・船員の「こころの健康」を支援する取組の充実を図るため、メンタルヘルスに関する内容を加えた「出前健康講座」を開催する。
- ・若いうちからの健康意識の醸成を図るため、船員養成校等に専門の講師を派遣し、特別講義を開催するなどして、若年層のヘルスリテラシーの向上に努める。
- ・船員保険の健康づくり等の取組を広く発信するため、地方自治体等が開催する港イベント等に参加し、加入者等と接する機会を設けるとともに、地方自治体等との連携を深める。
- ・健康づくり等に関する意識調査を実施することにより、被保険者や船舶所有者のニーズ等を把握し、第2期船員保険データヘルス計画の後期計画（2021～2023年）に反映させる。

② 情報提供・広報の充実

- ・利用者の立場からわかりやすい、時宜を得た情報提供・広報を積極的かつ計画的に実施する。
- ・幅広い広報を実施するため、船員保険制度の説明パンフレットを労働基準監督署や年金事務所等の関係機関に配置するとともに、日本年金機構と連携を図り、船舶所有者に送付する保険料納入告知書に船員保険事業のチラシを同封する。
- ・船員保険の運営状況等について理解を深めていただくため、年に一度、

加入者や船舶所有者等に「船員保険通信」を送付する。

- ・ 関係団体の協力を得て、船員関係機関誌や海運関係機関誌等による情報提供を効果的に活用するなど、定期的かつ効率的な広報を実施する。
- ・ ホームページにタイムリーな情報記事を掲載するほか、メールマガジンの利用者の拡大に努め、積極的かつ定期的な情報提供を行う。

③ ジェネリック医薬品の使用促進

- ・ ジェネリック医薬品の更なる使用促進に向けた広報を強化する。また、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減効果等を通知するサービスについては、年2回の通知を継続する。

■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合^(※)を78.7%以上とする

※医科、DPC、調剤、歯科における使用割合

(3) 組織・運営体制の強化

① 人事評価制度の適正な運用

- ・ 評価者研修などを充実し、実態に即した効果的な評価制度を確立する。

② OJTを中心とした人材育成

- ・ OJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。
- ・ 戦略的保険者機能の更なる発揮のための人材育成の仕組みについて、その導入に向けた検討を進める。

③ 費用対効果を踏まえたコスト削減等

- ・ 調達における競争性を高めるため、一者応札となった入札案件について

は、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査を実施し、一者応札案件の減少に努める。

④ **コンプライアンスの徹底**

- ・ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。

⑤ **リスク管理**

- ・ 大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応など、より幅広いリスクに対応できるリスク管理体制の強化を図る。特に、情報セキュリティ対策については、CSIRT(Computer Security Incident Response Team)において迅速かつ効率的な初動対応を行う。

加えて、危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施し、平時から有事に万全に対応できる体制を整備する。

⑥ **内部統制の強化に向けた取組**

- ・ 権限や体制の整備等により効率的な業務運営を行えること及び事故等が発生しない仕組みを構築することを目指して、内部統制を強化するための体制整備の検討に着手する。

⑦ **システム関連の取組**

- ・ オンライン資格確認をはじめ、制度改正に対応するためのシステム開発を適切に実施する。

KPI 一覧表

(1) 基盤的保険者機能

具体的施策	KPI	現状 (平成 29 年度末)
② 効果的なレセプト点検の推進	社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする	0.35%
③ 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化	柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月 15 日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする	0.90%
⑤ 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進	① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする ③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする	①84.6% ②64.14% ③0.087%
⑥ サービス向上のための取組	① サービススタンダードの達成状況を 100%とする ② 保険証の 3 営業日以内の発行を 100%とする	①100% ②100%
⑦ 高額療養費制度の周知	高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を 80%以上とする	79.2%
⑨ 被扶養者資格の再確認	被扶養者資格の確認対象船舶所有者からの確認書の提出率を対前年度以上とする	93.8%

(2) 戦略的保険者機能

具体的施策	KPI	現状 (平成 29 年度末)
① i) 特定健康診査等の推進	① 生活習慣病予防健診受診率を 42%以上とする ② 船員手帳健康証明書データ取得率を 29%以上とする ③ 被扶養者の特定健診受診率を 23%以上とする	① 37.8% ② 25.4% ③ 18.8%
① ii) 特定保健指導の実施率の向上	① 被保険者の特定保健指導実施率を 20%以上とする ② 被扶養者の特定保健指導実施率を 14%以上とする	① 15.7% ② 20.1%
③ ジェネリック医薬品の使用促進	ジェネリック医薬品使用割合を 78.7%以上とする ※医科、DPC、調剤、歯科における使用割合	75.7%

Ⅲ. 予算

予算総則

平成 3 1 事業年度における全国健康保険協会の予算総則は次のとおりとする。

(1) 収入支出予算

全国健康保険協会の平成 3 1 事業年度の収入及び支出は「収入支出予算」に掲げるとおりとする。

(2) 債務負担行為

全国健康保険協会の財務及び会計に関する省令（以下「省令」という。）第 8 条の規定により債務を負担する行為をすることができるものは、次のとおりとする。

事 項	限度額 (百万円)	年 限	理 由
システム経費	1 7 1	平成 3 1 年度以 降 5 か年度以内	複数年度にわたる契約を締結する必要があるため
賃貸借経費	2 5 1	平成 3 1 年度以 降 4 か年度以内	複数年度にわたる賃貸借契約を締結する必要があるため
業務委託経費	1 0 9	平成 3 1 年度以 降 3 か年度以内	複数年度にわたる業務委託契約を締結する必要があるため
保険契約に係る 経費	0	平成 3 1 年度以 降 3 か年度以内	複数年度にわたる保険契約を締結する必要があるため

(3) 流用等の制限

流用等の際の厚生労働大臣の承認の対象となる経費として省令第 9 条第 2 項の規定に基づき指定する経費は、業務経費及び一般管理費とする。

なお、健康保険勘定と船員保険勘定間における流用は行うことができないものとする。

(4) 繰越制限

翌事業年度への繰越の際の厚生労働大臣の承認の対象となる経費として省令第 1 0 条第 1 項ただし書の規定に基づき指定する経費は、人件費及び福利厚生費とする。

※ 上記の内容については、平成 3 1 事業年度における全国健康保険協会の予算総則に含め、厚生労働大臣の認可を受けることとなる。

収入支出予算（船員保険勘定：H31. 4. 1～2020. 3. 31）（案）

（単位：百万円）

区 別	予算額
収入	
保険料等交付金	36,742
疾病任意継続被保険者保険料	1,093
国庫補助金	2,826
国庫負担金	163
職務上年金給付費等交付金	5,800
貸付返済金収入	0
運用収入	0
寄付金	-
雑収入	150
累積収支からの戻入	1,628
計	48,403
支出	
保険給付費	26,608
拠出金等	9,930
前期高齢者納付金	2,868
後期高齢者支援金	7,058
退職者給付拠出金	5
病床転換支援金	0
介護納付金	3,042
業務経費	3,117
保険給付等業務経費	166
レセプト業務経費	23
保健事業経費	908
福祉事業経費	1,970
その他業務経費	51
一般管理費	1,478
人件費	443
福利厚生費	1
一般事務経費	1,033
貸付金	0
雑支出	49
予備費	150
累積収支への繰入	4,029
翌年度繰越	-
計	48,403

（注1）予備費は保険給付費等の0.5%を計上。

（注2）計数は四捨五入のため、一部、一致しないことがある。

平成 31 (2019) 年度 事業計画 (案)

新【平成 31 (2019) 年度】	旧【平成 30 (2018) 年度】
<p data-bbox="143 421 864 472">I. 平成 <u>31</u> 年度の船員保険運営の基本方針</p> <p data-bbox="143 552 1115 900">協会が保険者として船員保険事業を運営するに当たっては、協会の理念（基本使命・基本コンセプト）を踏まえた上で、「船員保険事業を通じ、わが国の海運と水産を支える船員と家族の皆様の健康と福祉の向上に全力で取り組む」という基本的な考え方に立って、加入者や船舶所有者の意見を反映した、自主自律かつ公正で効率的な事業運営に取り組むことを基本とする。</p> <p data-bbox="143 922 1102 1212">また、船員労働の特殊性に応じた事業ニーズを十分踏まえた事業運営に努めるとともに、主な重点施策にそった重要業績評価指標（K P I）を定め達成状況を検証する等、船員保険協議会における十分な議論などを通じて、船員関係者のご意見を適切に反映する。</p> <p data-bbox="143 1235 1088 1337">なお、平成 <u>31</u> 年度の船員保険事業の基本方針は以下のとおりとする。</p>	<p data-bbox="1142 421 1863 472">I. 平成 <u>30</u> 年度の船員保険運営の基本方針</p> <p data-bbox="1142 552 2114 900">協会が保険者として船員保険事業を運営するに当たっては、協会の理念（基本使命・基本コンセプト）を踏まえた上で、「船員保険事業を通じ、わが国の海運と水産を支える船員と家族の皆様の健康と福祉の向上に全力で取り組む」という基本的な考え方に立って、加入者や船舶所有者の意見を反映した、自主自律かつ公正で効率的な事業運営に取り組むことを基本とする。</p> <p data-bbox="1142 922 2105 1212">また、船員労働の特殊性に応じた事業ニーズを十分踏まえた事業運営に努めるとともに、主な重点施策にそった重要業績評価指標（K P I）を定め達成状況を検証する等、船員保険協議会における十分な議論などを通じて、船員関係者のご意見を適切に反映する。</p> <p data-bbox="1142 1235 2092 1337">なお、平成 <u>30</u> 年度の船員保険事業の基本方針は以下のとおりとする。</p>

新【平成 31（2019）年度】

(1) 基盤的保険者機能においては、レセプトや現金給付の審査支払を適正かつ効率的に行うことにより、加入者に良質なサービスを確実に提供する。同時に医療費の適正化などを通じて保険者としての健全な財政運営に努めるとともに福祉事業を着実に実施する。

(2) 戦略的保険者機能においては、第 2 期船員保険データヘルス計画及び第 3 期特定健康診査等実施計画に基づき、船舶所有者とも連携して、加入者の健康維持増進を図ること、時宜を得た広報やジェネリック医薬品使用促進の働きかけを行うこと等により加入者・船舶所有者の利益の実現を図っていく。

(3) 組織体制の強化については、基盤的保険者機能と戦略的保険者機能の本格的な発揮を確実なものとするため、人材育成による組織力の強化をはかり組織基盤を強化していく。

また、内部統制の強化を行うとともに、システム運営を強化していく。

旧【平成 30（2018）年度】

(1) 基盤的保険者機能においては、レセプトや現金給付の審査支払を適正かつ効率的に行うことにより、加入者に良質なサービスを確実に提供する。同時に医療費の適正化などを通じて保険者としての健全な財政運営に努めるとともに福祉事業を着実に実施する。

(2) 戦略的保険者機能においては、第 2 期船員保険データヘルス計画及び第 3 期特定健康診査等実施計画に基づき、船舶所有者とも連携して、加入者の健康維持増進を図ること、時宜を得た広報やジェネリック医薬品使用促進の働きかけを行うこと等により加入者・船舶所有者の利益の実現を図っていく。

(3) 組織体制の強化については、基盤的保険者機能と戦略的保険者機能の本格的な発揮を確実なものとするため、人材育成による組織力の強化をはかり組織基盤を強化していく。

新【平成 31（2019）年度】

旧【平成 30（2018）年度】

Ⅱ. 主な重点施策

（１）基盤的保険者機能

① 保険給付等の業務の適正な実施

- ・ 職務外の事由による傷病手当金等の給付、職務上の事由による休業手当金の上乗せ給付及び独自給付、経過措置として協会が支給することとされた職務上の事由による年金、新たな特別支給金などの支払いを正確かつ迅速に実施する。
- ・ 不正の疑いのある事案については、実地調査等を実施し、給付の適正化を図る。
- ・ 下船後の療養補償について、医療機関等に療養補償証明書を提出したときは、当該療養補償証明書を船員保険部に提出する必要があること等、加入者や船舶所有者等に対し、適切な申請がされるよう周知を図る。

Ⅱ. 主な重点施策

（１）基盤的保険者機能

① 保険給付等の業務の適正な実施

- ・ 職務外の事由による傷病手当金等の給付、職務上の事由による休業手当金の上乗せ給付及び独自給付、経過措置として協会が支給することとされた職務上の事由による年金、新たな特別支給金などの支払いを正確かつ迅速に実施する。
- ・ 不正の疑いのある事案については、実地調査等を実施し、給付の適正化を図る。
- ・ 下船後の療養補償について、医療機関等に療養補償証明書を提出したときは、当該療養補償証明書を船員保険部に提出する必要があること等、加入者や船舶所有者等に対し、適切な申請がされるよう周知を図る。

新【平成 31（2019）年度】

② 効果的なレセプト点検の推進

- ・ 資格点検及び外傷点検を効率的に実施するとともに、点検効果額の引き上げを図るために内容点検業務の外部委託を実施する。

- KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする
(※) 査定率 = レセプト点検により査定（減額）した額 ÷ 船員保険の医療費総額

③ 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

- ・ 柔道整復施術療養費について、多部位かつ頻回の施術が行われている申請等に加え、長期受診となっている申請に対する文書照会等を実施するなど、適正受診の促進を図るとともに、不適切な申請事例については厳格に対応する。

- KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月 15 日以上の施術の申請

旧【平成 30（2018）年度】

② 効果的なレセプト点検の推進

- ・ 東京支部との連携の下、資格点検及び外傷点検を効率的に実施するとともに、点検効果額の引き上げを図るために内容点検業務の外部委託を実施する。

- KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする
(※) 査定率 = レセプト点検により査定（減額）した額 ÷ 船員保険の医療費総額

③ 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

- ・ 柔道整復施術療養費について、多部位かつ頻回の施術が行われている申請等に加え、長期受診となっている申請に対する文書照会等を実施するなど、適正受診の促進を図るとともに、不適切な申請事例については厳格に対応する。

- KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月 15 日以上の施術の申請

新【平成 31（2019）年度】

の割合について対前年度以下とする

④ あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進

- ・ 受領委任制度導入に伴い、文書で作成された医師の再同意の確認を徹底する等審査を強化し、不適切な申請事例については厳格に対応する。

⑤ 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進

- ・ 日本年金機構の資格喪失処理後 2 週間以内に、協会から保険証未回収者に対する返納催告を行う。
 - ・ 不適正に使用された医療費等を早期に回収するため、資格喪失後受診等により発生する返納金債権等については、文書等による催告や支払督促等の一連の手続きにより早期かつ確実な回収に努める。
- KPI：① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後

旧【平成 30（2018）年度】

の割合について対前年度以下とする

【新設】

④ 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進

- ・ 日本年金機構の資格喪失処理後 2 週間以内に、協会から保険証未回収者に対する返納催告を行う。
 - ・ 不適正に使用された医療費等を早期に回収するため、資格喪失後受診等により発生する返納金債権等については、文書等による催告や支払督促等の一連の手続きにより早期かつ確実な回収に努める。
- KPI：① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後

新【平成 31（2019）年度】

1 か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする

- ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする
- ③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする

⑥ サービス向上のための取組

- ・ 加入者等のご意見や苦情等を迅速に業務に反映するよう、お客様満足度調査を実施し、船員保険部内に設置したサービス向上委員会においていただいたご意見等の改善等に向けた検討を行うなど、更なるサービスの向上を図る。
- ・ 職務外給付は、サービススタンダード（申請の受付から給付金の振込みまでの期間：10 営業日）の状況を適切に管理し、年間を通じ 100%の達成を目標に着実に実施する。
- ・ 保険証の交付は、資格情報等の取得後、速やかに発行

旧【平成 30（2018）年度】

1 か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする

- ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする
- ③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする

⑤ サービス向上のための取組

- ・ 加入者等のご意見や苦情等を迅速に業務に反映するよう、お客様満足度調査を実施し、船員保険部内に設置したサービス向上委員会においていただいたご意見等の改善等に向けた検討を行うなど、更なるサービスの向上を図る。
- ・ 職務外給付は、サービススタンダード（申請の受付から給付金の振込みまでの期間：10 営業日）の状況を適切に管理し、年間を通じ 100%の達成を目標に着実に実施する。
- ・ 保険証の交付は、資格情報等の取得後、速やかに発行

新【平成 31（2019）年度】

する。（情報取得から送付までの平均日数：3 営業日以内）

- KPI：① サービススタンダードの達成状況を 100%とする
- ② 保険証の 3 営業日以内の発行を 100%とする

⑦ 高額療養費制度の周知

・ 高額療養費の支給決定通知書に、限度額適用認定の利用をご案内するチラシを同封する等、限度額適用認定証の更なる利用促進を図るとともに高額療養費の未申請者に対し、支給申請の勧奨を行う。

- KPI：高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を 80%以上とする

旧【平成 30（2018）年度】

する。（情報取得から送付までの平均日数：3 営業日以内）

- KPI：① サービススタンダードの達成状況を 100%とする
- ② 保険証の 3 営業日以内の発行を 100%とする

⑥ 高額療養費制度の周知

・ 高額療養費の支給決定通知書に、限度額適用認定の利用をご案内するチラシを同封する等、限度額適用認定証の更なる利用促進を図るとともに高額療養費の未申請者に対し、支給申請の勧奨を行う。

- KPI：高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を 80%以上とする

新【平成31（2019）年度】

⑧ 職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付等の申請勧奨

- ・ 厚生労働省より船員に係る労災保険の給付データの提供を受け、職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付や特別支給金等の未申請者に対する申請勧奨を実施し、その着実な支給を図る。

⑨ 被扶養者資格の再確認

- ・ 被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止等を図るため、被扶養者資格の再確認を、日本年金機構との連携の下、船舶所有者等の協力を得て、的確に行う。
 - KPI：被扶養者資格の確認対象船舶所有者からの確認書の提出率を対前年度以上とする

⑩ 福祉事業の着実な実施

- ・ 船員労働の特殊性等を踏まえ、無線医療助言事業の

旧【平成30（2018）年度】

⑦ 職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付等の申請勧奨

- ・ 厚生労働省より船員に係る労災保険の給付データの提供を受け、職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付や特別支給金等の未申請者に対する申請勧奨を実施し、その着実な支給を図る。

⑧ 被扶養者資格の再確認

- ・ 高齢者医療費に係る拠出金等の適正化及び被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を図るため、被扶養者資格の再確認を、日本年金機構との連携の下、船舶所有者等の協力を得て、的確に行う。
 - KPI：被扶養者資格の確認対象船舶所有者からの確認書の提出率を対前年度以上とする

⑨ 福祉事業の着実な実施

- ・ 船員労働の特殊性等を踏まえ、無線医療助言事業の

新【平成 31（2019）年度】

運営及び洋上救急医療事業の援護を行うとともに、船員のニーズ等を踏まえたきめ細やかな保養事業の実施を通じ、加入者等の福利厚生の上昇を図る。

- ・ 船員の健康と生命の安全を守る上で重要な役割を果たす無線医療助言事業及び洋上救急医療**援護**事業については外部委託機関と連携を図り、事業の円滑かつ着実な実施に努める。
- ・ 保養事業については、利用実態等を踏まえ、必要な見直しの検討を行いつつ、利用者の増加に向けた広報を行うことなどにより事業の円滑かつ着実な実施に努め利用者の拡大を図る。

⑪ **健全な財政運営**

- ・ 中長期的な視点から、健全な財政運営に努める。
- ・ 中長期的な船員保険財政等について、加入者や船舶所有者に対して情報発信を行う。

旧【平成 30（2018）年度】

運営及び洋上救急医療事業の援護を行うとともに、船員のニーズ等を踏まえたきめ細やかな保養事業の実施を通じ、加入者等の福利厚生の上昇を図る。

- ・ 船員の健康と生命の安全を守る上で重要な役割を果たす無線医療助言事業及び洋上救急医療事業については外部委託機関と連携を図り、事業の円滑かつ着実な実施に努める。
- ・ 保養事業については、利用実態等を踏まえ、必要な見直しの検討を行いつつ、利用者の増加に向けた広報を行うことなどにより事業の円滑かつ着実な実施に努め利用者の拡大を図る。

【新設】

新【平成 31（2019）年度】

旧【平成 30（2018）年度】

（2）戦略的保険者機能

（2）戦略的保険者機能

① データ分析に基づいた第 2 期船員保険データヘルス計画及び第 3 期特定健康診査等実施計画の着実な実施

① データ分析に基づいた第 2 期船員保険データヘルス計画及び第 3 期特定健康診査等実施計画の着実な実施

- ・ 船員保険の健康課題である「メタボリックシンドロームリスク保有率の減少」及び「喫煙率の減少」を引き続き取組の柱とした第 2 期船員保険データヘルス計画及び第 3 期特定健康診査等実施計画について、P D C A サイクルを強化し、着実に実施する。

- ・ 第 1 期船員保険データヘルス計画（27 年度～29 年度）の結果を踏まえ、P D C A サイクルを強化するとともに、船員保険の健康課題である「メタボリックシンドロームリスク保有率の減少」及び「喫煙率の減少」を引き続き取組の柱とした第 2 期船員保険データヘルス計画及び第 3 期特定健康診査等実施計画を着実に実施する。

- ・ データ分析に基づき確認できた健康課題については、効果的かつ効率的な取り組みを行うことにより、加入者の行動変容や健康意識の醸成に繋げていく。

- ・ データ分析に基づき確認できた健康課題については、効果的かつ効率的な取り組みを行うことにより、加入者の行動変容や健康意識の醸成に繋げていく。

i) 特定健康診査等の推進

i) 特定健康診査等の推進

- ・ 健診受診率の向上のため、生活習慣病予防健診の個人負担無料化を周知するとともに、健診実施機関を拡充する。

- ・ 健診受診率の向上のため、生活習慣病予防健診の個人負担無料化を実施する。

新【平成 31（2019）年度】

- ・ 船員保険被保険者の特性を踏まえ、前立腺がん検査をオプション検査項目として実施する。
- ・ 船舶所有者への船員手帳健康証明書データの提供依頼について、船員手帳健診受診後、早期に提供いただく取組を推進する。また、船員手帳健診実施機関から健診データをスムーズに提供を受けられるよう必要な環境を整備する。
- ・ 被扶養者に対する健診の実施に当たっては、地方自治体や支部と連携したがん検診との同時受診の推進により、受診率の向上を図る。

- KPI : ① 生活習慣病予防健診受診率を 42%以上とする
- ② 船員手帳健康証明書データ取得率を 29%以上とする
- ③ 被扶養者の特定健診受診率を 23%以上とする

旧【平成 30（2018）年度】

- ・ 船員保険被保険者の特性を踏まえ、前立腺がん検査をオプション検査項目として追加する。
- ・ 船舶所有者への船員手帳健康証明書データの提供依頼について、船員手帳健診受診後、早期に提供いただく取組を推進する。また、船員手帳健診実施機関から健診データをスムーズに提供を受けられるよう必要な環境を整備する。
- ・ 被扶養者に対する健診の実施に当たっては、地方自治体や支部と連携したがん検診との同時受診の推進により、受診率の向上を図る。

- KPI : ① 生活習慣病予防健診受診率を 40%以上とする
- ② 船員手帳健康証明書データ取得率を 28%以上とする
- ③ 被扶養者の特定健診受診率を 20%以上とする

新【平成 31（2019）年度】

ii) 特定保健指導の実施率の向上

- ・ 健診、保健指導を一貫して行うことができるよう、健診当日に初回面談を実施すること等を最大限に活用し、実施率の向上を図る。

- KPI : ① 被保険者の特定保健指導実施率を 20% 以上とする
② 被扶養者の特定保健指導実施率を 14% 以上とする

iii) 船舶所有者と協働した加入者の健康づくり

- ・ 船舶所有者単位の健康課題（血圧、脂質等のリスク保有率、特定保健指導実施率等）を見える化した情報提供資料を用いて、自社船員の健康課題を認識していただき、併せて船舶所有者と協働した健康づくり事業を本格実施する。

旧【平成 30（2018）年度】

ii) 特定保健指導の実施率の向上

- ・ 平成 30 年度からの制度見直しを契機とし、「健診当日に初回面談の分割実施」等を最大限に活用し、実施率の向上を図る。

- KPI : ① 被保険者の特定保健指導実施率を 18% 以上とする
② 被扶養者の特定保健指導実施率を 12% 以上とする

iii) 船舶所有者と協働した加入者の健康づくり

- ・ 船舶所有者単位の健康課題（血圧、脂質等のリスク保有率、特定保健指導実施率等）を見える化した情報提供資料を用いて、自社船員の健康課題を認識していただき、併せて船舶所有者と協働した健康づくり事業をパイロット的に開始する。

新【平成31（2019）年度】

iv) 加入者の健康増進等を図るための取組の推進

- ・生活習慣病の重症化予防を図るため、健診結果に応じたオーダーメイドの情報提供を通じて、健診受診者に対して、医療機関への受診や特定保健指導の利用の勧奨を実施するとともに、加入者の健康に対する意識の向上を図る情報を提供する。
- ・喫煙者に対し、実効性のあるオンライン禁煙プログラムを本格実施するとともに、引き続き禁煙支援に関する情報提供を実施する。
- ・船員の「こころの健康」を支援する取組の充実を図るため、メンタルヘルスに関する内容を加えた「出前健康講座」を開催する。
- ・若いうちからの健康意識の醸成を図るため、船員養成校等に専門の講師を派遣し、特別講義を開催するなどして、若年層のヘルスリテラシーの向上に努める。
- ・船員保険の健康づくり等の取組を広く発信するため、地方自治体等が開催する港イベント等に参加し、加入者等

旧【平成30（2018）年度】

iv) 加入者の健康増進等を図るための取組の推進

- ・生活習慣病の重症化予防を図るため、健診結果に応じたオーダーメイドの情報提供を通じて、健診受診者のうち生活習慣病等のリスクがある方に対して、医療機関への受診や特定保健指導の利用の勧奨を実施する。
- ・喫煙者に対しては、禁煙支援に関する情報提供を行うとともに、禁煙支援の具体的な方法について整理、検討する。
- ・船員の「こころの健康」を支援する取組の充実を図るため、メンタルヘルスに関する内容を加えた「出前健康講座」を開催する。
- ・若いうちからの健康意識の醸成を図るため、船員養成校等に専門の講師を派遣し、特別講義を開催するなどして、若年層のヘルスリテラシーの向上に努める。
- ・船員保険の健康づくり等の取組を広く発信するため、地方自治体等が開催する港イベント等に参加し、加入者等

新【平成31（2019）年度】

と接する機会を設けるとともに、地方自治体等との連携を深める。

・健康づくり等に関する意識調査を実施することにより、被保険者や船舶所有者のニーズ等を把握し、第2期船員保険データヘルス計画の後期計画（2021～2023年）に反映させる。

② 情報提供・広報の充実

- ・ 利用者の立場からわかりやすい、時宜を得た情報提供・広報を積極的かつ計画的に実施する。
- ・ 幅広い広報を実施するため、船員保険制度の説明パンフレットを労働基準監督署や年金事務所等の関係機関に配置するとともに、日本年金機構と連携を図り、船舶所有者に送付する保険料納入告知書に船員保険事業のチラシを同封する。
- ・ 船員保険の運営状況等について理解を深めていただくため、年に一度、加入者や船舶所有者等に「船員保険通

旧【平成30（2018）年度】

と接する機会を設けるとともに、地方自治体等との連携を深める。

【新規】

② 情報提供・広報の充実

- ・ 利用者の立場からわかりやすい、時宜を得た情報提供・広報を積極的かつ計画的に実施する。
- ・ 幅広い広報を実施するため、船員保険制度の説明パンフレットを労働基準監督署や年金事務所等の関係機関に配置するとともに、日本年金機構と連携を図り、船舶所有者に送付する保険料納入告知書に船員保険事業のチラシを同封する。
- ・ 船員保険の運営状況等について理解を深めていただくため、年に一度、加入者や船舶所有者等に「船員保険通

新【平成 31（2019）年度】

信」を送付する。

- ・ 関係団体の協力を得て、船員関係機関誌や海運関係機関誌等による情報提供を効果的に活用するなど、定期的かつ効率的な広報を実施する。
- ・ ホームページにタイムリーな情報記事を掲載するほか、メールマガジンの利用者の拡大に努め、積極的かつ定期的な情報提供を行う。

【削除】

③ ジェネリック医薬品の使用促進

- ・ ジェネリック医薬品の更なる使用促進に向けた広報を強化する。また、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減効果等を通知するサービスについては、年 2 回の通知を継続する。

■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合~~(※)~~を 78.7%以上とする

※医科、DPC、調剤、歯科における使用割合

旧【平成 30（2018）年度】

信」を送付する。

- ・ 関係団体の協力を得て、船員関係機関誌や海運関係機関誌等による情報提供を効果的に活用するなど、定期的かつ効率的な広報を実施する。
- ・ ホームページにタイムリーな情報記事を掲載するほか、メールマガジンの利用者の拡大に努め、積極的かつ定期的な情報提供を行う。

・ 平成 30 年 8 月に実施される 70 歳以上の高齢者に係る自己負担限度額の見直しについて周知する。

③ ジェネリック医薬品の使用促進

- ・ ジェネリック医薬品の更なる使用促進に向けた広報を強化する。また、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減効果等を通知するサービスについては、年 2 回の通知を継続し、通知対象者の一層の拡大を図る。

■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合を 76.2%以上とする

新【平成31（2019）年度】

（3）組織・運営体制の強化

① 人事評価制度の適正な運用

- ・ 評価者研修などを充実し、実態に即した効果的な評価制度を確立する。

② OJTを中心とした人材育成

- ・ OJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。
- ・ 戦略的保険者機能の更なる発揮のための人材育成の仕組みについて、その導入に向けた検討を進める。

③ 費用対効果を踏まえたコスト削減等

- ・ 調達における競争性を高めるため、一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査を実施し、一者応札案件の減少に努める。

旧【平成30（2018）年度】

（3）組織体制の強化

① 人事評価制度の適正な運用

- ・ 評価者研修などを充実し、実態に即した効果的な評価制度を確立する。

② OJTを中心とした人材育成

- ・ OJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。
- ・ 戦略的保険者機能の更なる発揮のための人材育成の仕組みについて、その導入に向けた検討に着手する。

③ 費用対効果を踏まえたコスト削減等

- ・ 調達における競争性を高めるため、一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査を実施し、一者応札案件の減少に努める。

新【平成 31（2019）年度】

④ コンプライアンスの徹底

- ・ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。

⑤ リスク管理

- ・ 大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応など、より幅広いリスクに対応できるリスク管理体制の強化を図る。特に、情報セキュリティ対策については、CSIRT(Computer Security Incident Response Team)において迅速かつ効率的な初動対応を行う。

加えて、危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施し、平時から有事に万全に対応できる体制を整備する。

⑥ 内部統制の強化に向けた取組

- ・ 権限や体制の整備等により効率的な業務運営を行えること及び事故等が発生しない仕組みを構築することを目指す

旧【平成 30（2018）年度】

④ コンプライアンスの徹底

- ・ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。

⑤ リスク管理

- ・ 大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応など、より幅広いリスクに対応できるリスク管理体制の強化を図る。特に、情報セキュリティ対策については、CSIRT(Computer Security Incident Response Team)において迅速かつ効率的な初動対応を行う。

加えて、危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施し、平時から有事に万全に対応できる体制を整備する。

【新規】

新【平成 31（2019）年度】	旧【平成 30（2018）年度】
<p><u>して、内部統制を強化するための体制整備の検討に着手する。</u></p> <p>⑦ システム関連の取組</p> <p><u>・ オンライン資格確認をはじめ、制度改正に対応するためのシステム開発を適切に実施する。</u></p>	<p>【新規】</p>

新【平成 31（2019）年度】

旧【平成 30（2018）年度】

KPI 一覧表

（1）基盤的保険者機能

具体的施策	KPI	現状 (平成 29 年度末)
② 効果的なレセプト点検の推進	社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする	<u>0.35%</u>
③ 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化	柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月 15 日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする	<u>0.90%</u>
⑤ 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進	① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする	① <u>84.6%</u>
	② 返納金債権（資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする）	② <u>64.14%</u>

KPI 一覧表

（1）基盤的保険者機能

具体的施策	KPI	現状 (平成 28 年度末)
② 効果的なレセプト点検の推進	社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする	<u>0.37%</u>
③ 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化	柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月 15 日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする	<u>0.94%</u>
④ 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進	① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする	① <u>81.6%</u>
	② 返納金債権（資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする）	② <u>58.17%</u>

新【平成 31（2019）年度】			旧【平成 30（2018）年度】		
	失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする ③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする	③ <u>0.087%</u>		失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする ③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする	③ <u>0.063%</u>
⑥ サービス向上のための取組	① サービススタンダードの達成状況を 100%とする ② 保険証の 3 営業日以内の発行を 100%とする	① 100% ② 100%	⑤ サービス向上のための取組	① サービススタンダードの達成状況を 100%とする ② 保険証の 3 営業日以内の発行を 100%とする	① 100% ② 100%
⑦ 高額療養費制度の周知	高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を 80%以上とする	79.2%	⑥ 高額療養費制度の周知	高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を 80%以上とする	79.2%
⑨ 被扶養者資格の再確認	被扶養者資格の確認対象船舶所有者からの確認書の提出率を対前年度以上とする	93.8%	⑧ 被扶養者資格の再確認	被扶養者資格の確認対象船舶所有者からの確認書の提出率を対前年度以上とする	93.8%

新【平成31（2019）年度】

旧【平成30（2018）年度】

（2）戦略的保険者機能

（2）戦略的保険者機能

具体的施策	KPI	現状 (平成29年度末)
① i) 特定健康診 査等の推進	① 生活習慣病予防健診 受診率を42%以上と する	① <u>37.8%</u>
	② 船員手帳健康証明書 データ取得率を29%以 上とする	② <u>25.4%</u>
	③ 被扶養者の特定健診 受診率を23%以上と する	③ <u>18.8%</u>
① ii) 特定保健指 導の実施率の向 上	① 被保険者の特定保健 指導実施率を20%以 上とする	① <u>15.7%</u>
	② 被扶養者の特定保健 指導実施率を14%以 上とする	② <u>20.1%</u>

具体的施策	KPI	現状 (平成28年度末)
① i) 特定健康診 査等の推進	① 生活習慣病予防健診 受診率を40%以上と する	① <u>37.0%</u>
	② 船員手帳健康証明書 データ取得率を28%以 上とする	② <u>29.3%</u>
	③ 被扶養者の特定健診 受診率を20%以上と する	③ <u>17.8%</u>
① ii) 特定保健指 導の実施率の向 上	① 被保険者の特定保健 指導実施率を18%以 上とする	① <u>14.7%</u>
	② 被扶養者の特定保健 指導実施率を12%以 上とする	② <u>10.6%</u>

新【平成 31（2019）年度】			旧【平成 30（2018）年度】		
③ ジェネリック医薬品の使用促進	ジェネリック医薬品使用割合 ^(※) を <u>78.7%</u> 以上とする <u>※医科、DPC、調剤、歯科における使用割合</u>	<u>75.7%</u>	③ ジェネリック医薬品の使用促進	ジェネリック医薬品使用割合を <u>76.2%</u> 以上とする	<u>72.1%</u>

予算案の前年度比較

〔船員保険勘定〕

(単位：百万円)

区 別	平成31(2019)年度	平成30(2018)年度	増減
収 入			
保険料等交付金	36,742	36,545	197
疾病任意継続被保険者保険料	1,093	1,227	▲ 134
国庫補助金	2,826	2,786	40
国庫負担金	163	163	-
職務上年金給付費等交付金	5,800	5,408	393
貸付返済金収入	0	0	▲ 0
運用収入	0	0	0
寄付金	-	-	-
雑収入	150	81	69
累積収支からの戻入	1,628	1,624	4
計	48,403	47,835	568
支 出			
保険給付費	26,608	26,784	▲ 176
拠出金等	9,930	10,128	▲ 198
前期高齢者納付金	2,868	3,104	▲ 236
後期高齢者支援金	7,058	6,884	173
退職者給付拠出金	5	140	▲ 135
病床転換支援金	0	0	▲ 0
介護納付金	3,042	3,035	7
業務経費	3,117	2,928	189
保険給付等業務経費	166	137	28
レセプト業務経費	23	23	▲ 0
保健事業経費	908	921	▲ 14
福祉事業経費	1,970	1,797	173
その他業務経費	51	49	1
一般管理費	1,478	1,231	247
人件費	443	436	7
福利厚生費	1	1	0
一般事務経費	1,033	793	240
貸付金	0	0	▲ 0
雑支出	49	58	▲ 9
予備費	150	150	-
累積収支への繰入	4,029	3,521	508
翌年度繰越	-	-	-
計	48,403	47,835	568

(注1) 予備費は保険給付費等の0.5%を計上。

(注2) 計数は四捨五入のため、一部、一致しないことがある。

平成31(2019)年度 船員保険勘定予算案(業務経費及び一般管理費の内訳)

単位:百万円

【業務経費】

区分	2019年度予算(案)		2018年度予算	④増減	⑤増税影響	⑥増税影響を 除いた増減 (④-⑤)	備考
	①消費税10% (10月～)	②消費税8%	③消費税8%	(①-③)	(①-②)	(④-⑤)	
保険給付等業務経費	計 166 (疾病) 92 (災害) 73	計 (165) (疾病) (92) (災害) (73)	計 137 (疾病) 90 (災害) 47	計 28 (疾病) 2 (災害) 26	計 (0) (疾病) (0) (災害) (0)	計 28 (疾病) 2 (災害) 26	
被保険者証の発行経費	9	(9)	9	0	(0)	▲ 0	
被扶養者資格再確認業務経費	6	(6)	8	▲ 2	(0)	▲ 2	
船員保険給付関係届等の作成・送付等経費	14	(14)	11	3	(-)	3	
疾病任意継続保険料等の徴収経費	19	(19)	19	1	(0)	0	
船員保険給付等補助員経費	56	(56)	54	2	(-)	2	
その他	61	(61)	36	25	(0)	24	追加給付による増
レセプト業務経費	計 23 (疾病) 20 (災害) 2	計 (23) (疾病) (20) (災害) (2)	計 23 (疾病) 20 (災害) 2	計 ▲ 0 (疾病) ▲ 0 (災害) 0	計 (0) (疾病) (0) (災害) (0)	計 ▲ 0 (疾病) ▲ 0 (災害) 0	
レセプト磁気媒体化経費	2	(2)	2	▲ 0	(-)	▲ 0	
医療費通知経費	7	(7)	6	1	(0)	1	
レセプト業務補助員経費	5	(5)	5	0	(-)	0	
レセプト内容点検業務委託経費	8	(8)	10	▲ 2	(0)	▲ 2	
その他	1	(1)	0	1	(-)	1	
保健事業経費	計 908 (疾病) - (災害) 908	計 (900) (疾病) (-) (災害) (900)	計 921 (疾病) - (災害) 921	計 ▲ 14 (疾病) - (災害) ▲ 14	計 (8) (疾病) (-) (災害) (8)	計 ▲ 21 (疾病) - (災害) ▲ 21	
健診費	562	(557)	543	19	(5)	14	健診実施率等の変更による増
健診関係事務費	190	(188)	230	▲ 40	(2)	▲ 42	健診データ管理システムの刷新終了に伴う減
健康づくりに要する経費	156	(155)	148	8	(1)	7	

区分	2019年度予算(案)		2018年度予算	④増減	⑤増税影響	⑥増税影響を 除いた増減	備考
	①消費税10% (10月～)	②消費税8%	③消費税8%	(①-③)	(①-②)	(④-⑤)	
福祉事業経費	計 1,970 (疾病) - (災害) 1,970	計 (1,968) (疾病) (-) (災害) (1,968)	計 1,797 (疾病) - (災害) 1,797	計 173 (疾病) - (災害) 173	計 (1) (疾病) (-) (災害) (1)	計 172 (疾病) - (災害) 172	
高額医療費等の貸付事業経費	0	(0)	0	-	(-)	-	
無線医療助言事業経費	78	(77)	12	65	(1)	64	機器の更改等による増
洋上救急医療援護事業経費	18	(18)	18	0	(0)	-	
保養所等の利用による休養等の促進事業経費	259	(259)	258	0	(-)	0	
整形外科療養事業経費	30	(30)	29	1	(0)	1	
脊髄損傷患者等介護(自宅介護)事業経費	1	(1)	1	-	(-)	-	
特別支給金	1,552	(1,552)	1,446	107	(-)	107	追加給付による増
就学等援護費	32	(32)	32	-	(-)	-	
その他業務経費(企画関係経費)	計 51 (疾病) 41 (災害) 10	計 (51) (疾病) (41) (災害) (10)	計 49 (疾病) 40 (災害) 9	計 1 (疾病) 0 (災害) 1	計 (0) (疾病) (0) (災害) (0)	計 1 (疾病) 0 (災害) 1	
広報経費	16	(16)	14	2	(0)	2	
ジェネリック医薬品使用促進に要する経費	27	(27)	27	0	(0)	-	
業務改革・サービス向上経費	0	(0)	1	▲ 1	(-)	▲ 1	
業務補助員経費	8	(8)	8	0	(-)	0	
その他	0	(0)	0	0	(-)	0	
業務経費合計	計 3,117 (疾病) 153 (災害) 2,964	計 (3,107) (疾病) (153) (災害) (2,954)	計 2,928 (疾病) 151 (災害) 2,777	計 189 (疾病) 2 (災害) 187	計 (10) (疾病) (0) (災害) (9)	計 179 (疾病) 2 (災害) 178	

【一般管理費】

区分	2019年度予算(案)		2018年度予算		④増減		⑤増税影響		⑥増税影響を除いた増減 (④-⑤)	備考
	①消費税10% (10月～)	②消費税8%	③消費税8%	(①-③)	(①-②)					
人件費	計 443 (疾病) 266 (災害) 177	計 (443) (疾病) (266) (災害) (177)	計 436 (疾病) 262 (災害) 174	計 7 (疾病) 4 (災害) 3	計 (-) (疾病) (-) (災害) (-)	計 7 (疾病) 4 (災害) 3				
職員給与	358	(358)	353	6	(-)	6				
役員報酬	18	(18)	18	0	(-)	0				
退職手当	8	(8)	7	0	(-)	0				
法定福利費	59	(59)	58	1	(-)	1				
福利厚生費	計 1 (疾病) 1 (災害) 0	計 (1) (疾病) (1) (災害) (0)	計 1 (疾病) 1 (災害) 0	計 0 (疾病) 0 (災害) 0	計 (0) (疾病) (0) (災害) (0)	計 0 (疾病) 0 (災害) 0				
職員定期健診	1	(1)	1	0	(0)	0				
その他	0	(0)	0	0	(0)	-				
一般事務経費	計 1,033 (疾病) 385 (災害) 648	計 (1,024) (疾病) (382) (災害) (642)	計 793 (疾病) 326 (災害) 468	計 240 (疾病) 60 (災害) 180	計 (9) (疾病) (3) (災害) (6)	計 231 (疾病) 56 (災害) 174				
システム経費	893	(885)	677	216	(8)	208	機器更改、制度改正等に要するシステム対応経費の増			
会議等に必要経費	3	(3)	3	0	(0)	0				
職員研修に必要な経費	1	(1)	2	▲ 0	(0)	▲ 0				
地代家賃	100	(99)	87	13	(1)	12	契約更新に伴う賃料値上げによる増			
水道光熱費	1	(1)	1	0	(0)	0				
リース費用	0	(0)	0	0	(0)	0				
消耗品費・事務用品費	10	(10)	8	2	(0)	2				
通信費	2	(2)	2	▲ 0	(0)	▲ 0				
旅費交通費	3	(3)	3	0	(0)	▲ 0				
委託費	11	(11)	3	7	(0)	7				
その他	8	(8)	6	2	(0)	2				
一般管理費合計	計 1,478 (疾病) 652 (災害) 826	計 (1,469) (疾病) (649) (災害) (820)	計 1,231 (疾病) 588 (災害) 643	計 247 (疾病) 64 (災害) 183	計 (9) (疾病) (3) (災害) (6)	計 238 (疾病) 61 (災害) 177				
業務経費と一般管理費の合計	計 4,595 (疾病) 805 (災害) 3,789	計 (4,576) (疾病) (802) (災害) (3,774)	計 4,158 (疾病) 739 (災害) 3,419	計 436 (疾病) 66 (災害) 370	計 (19) (疾病) (4) (災害) (15)	計 417 (疾病) 62 (災害) 355				

全国健康保険協会定款 新旧対照表（抜粋）

変 更 案	現 行																																																												
<p>（目的）</p> <p>第2条 協会は、健康保険の被保険者（健康保険組合の組合員である被保険者を除く。以下「被保険者」という。）に係る健康保険事業及び船員保険の被保険者（以下「船保被保険者」という。）に係る船員保険事業を行い、被保険者、船保被保険者及び<u>それらの被扶養者</u>（以下「加入者」という。）の健康の保持増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者の利益の実現を図ることを目的とする。</p> <p>別表5（第52条及び第54条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>一般 保険料率</th> <th>疾病 保険料率</th> <th>特定 保険料率</th> <th>基本 保険料率</th> <th>災害保健 福祉 保険料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般被保険者</td> <td>10.65%</td> <td>9.60%</td> <td><u>2.76%</u></td> <td><u>6.84%</u></td> <td>1.05%</td> </tr> <tr> <td>疾病任意継続 被保険者</td> <td>9.93%</td> <td>9.60%</td> <td><u>2.76%</u></td> <td><u>6.84%</u></td> <td>0.33%</td> </tr> <tr> <td>後期高齢者医療 の被保険者等 である被保険者</td> <td>0.88%</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0.88%</td> </tr> <tr> <td>独立行政法人等 職員被保険者</td> <td>0.33%</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0.33%</td> </tr> </tbody> </table>		一般 保険料率	疾病 保険料率	特定 保険料率	基本 保険料率	災害保健 福祉 保険料率	一般被保険者	10.65%	9.60%	<u>2.76%</u>	<u>6.84%</u>	1.05%	疾病任意継続 被保険者	9.93%	9.60%	<u>2.76%</u>	<u>6.84%</u>	0.33%	後期高齢者医療 の被保険者等 である被保険者	0.88%	—	—	—	0.88%	独立行政法人等 職員被保険者	0.33%	—	—	—	0.33%	<p>（目的）</p> <p>第2条 協会は、健康保険の被保険者（健康保険組合の組合員である被保険者を除く。以下「被保険者」という。）に係る健康保険事業及び船員保険の被保険者（以下「船保被保険者」という。）に係る船員保険事業を行い、被保険者及び<u>その被扶養者</u>（以下「加入者」という。）の健康の保持増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者の利益の実現を図ることを目的とする。</p> <p>別表5（第52条及び第54条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>一般 保険料率</th> <th>疾病 保険料率</th> <th>特定 保険料率</th> <th>基本 保険料率</th> <th>災害保健 福祉 保険料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般被保険者</td> <td>10.65%</td> <td>9.60%</td> <td><u>2.84%</u></td> <td><u>6.76%</u></td> <td>1.05%</td> </tr> <tr> <td>疾病任意継続 被保険者</td> <td>9.93%</td> <td>9.60%</td> <td><u>2.84%</u></td> <td><u>6.76%</u></td> <td>0.33%</td> </tr> <tr> <td>後期高齢者医療 の被保険者等 である被保険者</td> <td>0.88%</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0.88%</td> </tr> <tr> <td>独立行政法人等 職員被保険者</td> <td>0.33%</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0.33%</td> </tr> </tbody> </table>		一般 保険料率	疾病 保険料率	特定 保険料率	基本 保険料率	災害保健 福祉 保険料率	一般被保険者	10.65%	9.60%	<u>2.84%</u>	<u>6.76%</u>	1.05%	疾病任意継続 被保険者	9.93%	9.60%	<u>2.84%</u>	<u>6.76%</u>	0.33%	後期高齢者医療 の被保険者等 である被保険者	0.88%	—	—	—	0.88%	独立行政法人等 職員被保険者	0.33%	—	—	—	0.33%
	一般 保険料率	疾病 保険料率	特定 保険料率	基本 保険料率	災害保健 福祉 保険料率																																																								
一般被保険者	10.65%	9.60%	<u>2.76%</u>	<u>6.84%</u>	1.05%																																																								
疾病任意継続 被保険者	9.93%	9.60%	<u>2.76%</u>	<u>6.84%</u>	0.33%																																																								
後期高齢者医療 の被保険者等 である被保険者	0.88%	—	—	—	0.88%																																																								
独立行政法人等 職員被保険者	0.33%	—	—	—	0.33%																																																								
	一般 保険料率	疾病 保険料率	特定 保険料率	基本 保険料率	災害保健 福祉 保険料率																																																								
一般被保険者	10.65%	9.60%	<u>2.84%</u>	<u>6.76%</u>	1.05%																																																								
疾病任意継続 被保険者	9.93%	9.60%	<u>2.84%</u>	<u>6.76%</u>	0.33%																																																								
後期高齢者医療 の被保険者等 である被保険者	0.88%	—	—	—	0.88%																																																								
独立行政法人等 職員被保険者	0.33%	—	—	—	0.33%																																																								

附 則

- 1 この変更は、平成31年3月1日から施行する。ただし、別表4（1）の改正規定は、同年4月1日から施行する。
- 2 変更後の別表2、別表3及び別表5の規定は、平成31年3月以後分の保険料額に係る保険料率について適用する。ただし、同月前分の保険料額並びに健保法第3条第4項及び船保法第2条第2項の規定による被保険者に関する同月分の保険料額に係る保険料率については、なお従前の例による。
- 3 疾病保険料率について、船保法附則第9条第1項の規定に基づき、平成31年3月分から平成32年2月分まで（疾病任意継続被保険者にあつては、平成31年4月分から平成32年3月分まで）の間、0.50%を控除するものとする。この場合において、第52条第1項及び別表5中「疾病保険料率」とあるのは、「疾病保険料率から0.50%を控除した率」と読み替えるものとする。

被保険者保険料負担軽減措置について（事務局素案）

平成 31 年 月 日
船員保険協議会

本協議会においては、昨年 7 月から〇回にわたり、今後の収支見通しや被保険者の負担軽減措置に係る準備金の残高見込み等を踏まえ、今後の当該負担軽減措置のあり方について議論を行ってきた。

当協議会における当該負担軽減措置の今後のあり方について、以下のとおり整理する。

- 被保険者保険料負担軽減措置については、船員保険制度の見直しについて議論された船員保険事業運営懇談会において船員保険関係者により合意が図られた措置であり、「報告書（船員保険制度の見直しについて）船員保険事業運営懇談会 平成 18 年 12 月 21 日」に次のように記載されている。

〈積立金及び資産〉

- 船員保険制度が保有している職務上年金部門以外の積立金（職務外疾病部門及び職務上疾病部門約 170 億円、失業部門約 230 億円、福祉・業務取扱部門約 70 億円。平成 21 年度末時点の見込み。）※については、一部を今後の新船員保険の運営及び公法人化に係る費用等に充てる必要がある。

その上で、積立金差額を圧縮し、償却のための船舶所有者の保険料率を軽減するため、職務上年金部門以外の積立金の船舶所有者の拠出に対応する部分については、積立金差額の圧縮に充てることとすることが求められる。これにより、積立金差額を約 1,300 億円に縮減することとなる。

また、被保険者の拠出に対応する部分については、被保険者への還元を行う必要があることから、統合前は失業部門に係る被保険者の保険料率の引下げに充てるとともに、統合後は職務外疾病部門に係る被保険者の保険料の引下げに充てるべきである。

※ 数値は、第 6 回「船員保険制度の在り方に関する検討会」（平成 17 年 8 月 26 日）の資料による（被保険者数は、平成 27 年度に 3 万人で下げ止まるものと仮定して計算。）。

- このように船員保険制度の見直しに当たって、船員保険の積立金の整理が行われた際に、被保険者の拠出に対応する積立金を活用して当該負担軽減措置を行うことが合意されたものである。

- 全国健康保険協会が船員保険を運営することとなった平成 22 年 1 月分から 24 年 2 月分までは 0.15%、24 年 3 月分から 25 年 2 月分までは 0.35%、25 年 3 月分から現在に至るまで 0.50%を保険料率から控除する負担軽減措置を実施してきた。
- 負担軽減措置を開始した当初の当該措置に係る準備金は約 200 億円であったが、このまま 0.50%の控除を続けた場合には、2025 年度中には当該準備金が枯渇する見通しとなっている。財源となる準備金が枯渇した場合には負担軽減措置は終了し、被保険者の負担保険料率は本来の保険料率の二分の一となる。
- 被保険者負担を急激に増加させることは望ましくなく、徐々に控除する率を低減しソフトランディングさせることが必要であるとの考えから、2022 年度から 2025 年度まで 0.1%ずつ控除率を引下げていく。
なお、2026 年度の控除率については、2025 年度末における当該措置に係る準備金の残高見込みを踏まえ、改めて当協議会において決定する。
- 2022 年度以降、控除率の引下げにより被保険者の負担が増加することについて、被保険者及び船舶所有者が混乱を来さないよう周知・広報を徹底していく。
- なお、疾病部門の今後の保険料率については、船員保険法に従い当協議会で議論することとなるが、高齢者医療制度への拠出を含めた医療費の増加の見通し、被保険者数や賃金の動向等を踏まえ、中長期的に安定的な財政運営を行う観点から検討を行うものとする。

控除率の引下げについて

- 0.1%ずつ5年間で控除率を引き下げた場合、試算では2025年度末時点における負担軽減に係る準備金残高が約3億円となる。
- 仮に、2026年度において、この約3億円を活用し負担軽減を行う場合には、控除率は0.09%、被保険者負担率は4.96%となる。
- この試算は現時点における見込みであり、具体的な2026年度の控除率については2025年度中に船員保険協議会において決定する。

Ⅱ：過去の平均伸び率が0.1%ずつ逡減する場合

(単位：億円)

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
控除率 (引下げ率)	0.50	0.40	0.30	0.20	0.10	0.00
		(0.10)	(0.10)	(0.10)	(0.10)	(0.10)
準備金繰入額	17	13	10	7	3	
負担軽減準備金残高	37	23	13	6	<u>3</u>	
被保険者負担率	4.55	4.65	4.75	4.85	4.95	5.05

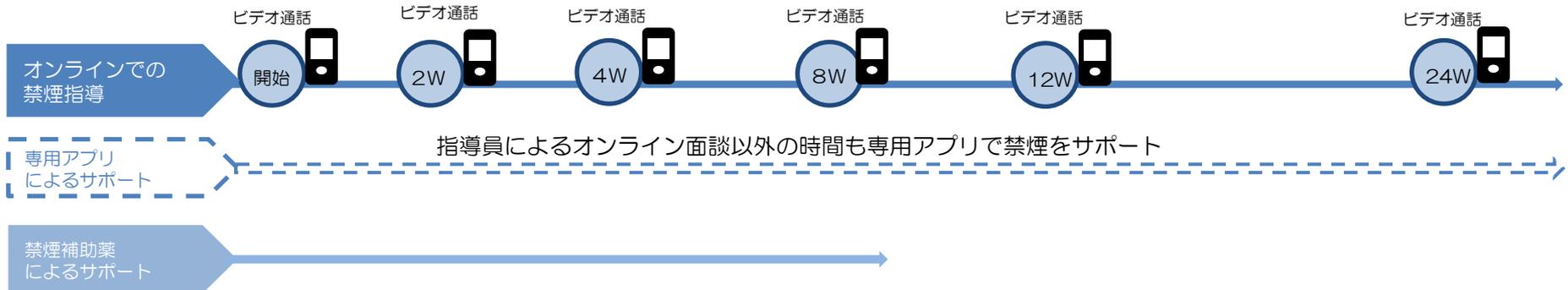
※平成31(2019)年度の負担軽減準備金残高は70億円、2020年度は53億円である。

船員保険におけるオンラインによる禁煙プログラムの実施について

1. 実施概要

直接医療機関へ通院することなく、スマートフォンのビデオ通話機能等を利用して、オンラインによる禁煙サポートを受ける「ascure(アスキュア) 卒煙プログラム」(※)を、船員保険加入者を対象として試験的に実施しています。

(※) 「ascure(アスキュア) 卒煙プログラム」・・・保健師等の禁煙指導員によるオンラインカウンセリングと医師開発の専用アプリで禁煙をサポートとする完全オンラインの禁煙プログラムです。



2. 現在の進捗状況

平成30年7月より以下のようなスケジュールでプログラムを実施しています。

平成30年7月～8月	加入者へのDM送付等により当該プログラムへの参加者を募集。
8月	プログラムの申込期間（8月3日～20日）中に 25名 から申込み。
8～9月	申込者のうち 21名 が初回面談予約（4名は、申込みがあったものの初回面談予約は行われなかった）。
10月～	17名 がプログラム正式開始（4名は、乗船スケジュールの都合等によりプログラム辞退となった）。
平成31年2月末	17名全員 がプログラムを継続中（うち15名が3ヶ月目面談まで完了）。
3月末	プログラム終了予定。

3. 本格実施に向けた課題

① 乗船スケジュールの都合により、プログラムを開始できない

このプログラムは、初回面談後2週間以内に禁煙補助薬を受け取る必要があるが、乗船スケジュールの都合により、期限内に禁煙補助薬を受け取れずに辞退となった方がいた。

⇒事前に「初回面談後2週間以内に禁煙補助薬を受け取る必要がある」ことを説明したうえで、初回面談の申込みをしていただくよう改善する。

② 禁煙指導員とのオンライン面談をスケジュール通り実施できない

船員という仕事の特性上、休憩時間が前後したり、乗下船のタイミングが変更となりオンライン面談をスケジュール通り実施できない方がいた。

⇒プログラム参加者と禁煙指導員とのコミュニケーションを密なものとし、禁煙に対するモチベーションが下がらない等の改善を行う。

(参考) プログラム参加者の感想

- 定期的に通知がくるので日記をつけやすい。日記をつけることで自分の禁煙リズムを作れる。
- 日記を書くと、その内容を指導員が見てくれることが嬉しい。面談の時に日記に書いた内容を踏まえて話をしてくれたり、日記の内容に返信してくれることが嬉しい。
- 禁煙しなきゃいけないというちょうど良いプレッシャーがある。
- 通院と違って、すぐに相談できるところが良い。
- (アプリの) 動画を見ると正しくタバコや禁煙に関する知識を学ぶことができ、自分への戒めとなる。

東日本大震災の被災者に係る船員保険の一部負担金の免除措置について

東日本大震災による被害を受けた方について、以下の区分に応じて、2019年3月以降も「医療機関での窓口負担（一部負担金等）の免除」措置を延長しました。

なお、船員保険では13名の対象者に、該当する区分に応じた新たな有効期限の免除証明書を2019年2月末までに送付しました。

対象区分	有効期限
現に帰還困難地域、居住制限区域、避難指示解除準備区域が解除されない区域の方	2020年2月29日
次の区域等の方であって、上位所得層（※1）に該当しない方 <ul style="list-style-type: none"> ・ 旧緊急時避難準備区域の方 ・ 特定避難勧奨地点の指定を受けていた方 	

（※1）上位所得者とは、船舶所有者から受ける毎月の給料などの報酬の月額が53万円以上の被保険者をいいます。

平成30年 7 月豪雨に係る対応について

■ 船員保険における被災者に対する費用負担等の措置（2019年3月11日時点）

事項	内容	2018			2019	
		7/5	10/31		2/28	6/30
医療機関等における一部負担金等の支払の免除	住宅の全半壊などの被害を受けた加入者の一部負担金等について、医療機関等の窓口での支払の免除を2019年2月28日までとしていたが、被災状況等を鑑みて、2019年6月30日まで延長（※）。					
						

（※）2019年1月以降、免除を受けるためには、保険証のほか、船員保険部が発行する免除証明書を病院や薬局の窓口で提示する必要がある。このため、船員保険部では、平成30年12月から免除証明書を発行している。
また、一部負担金等の免除対象となる加入者が、既に病院や薬局の窓口で一部負担金を支払っている場合は、申請により還付する。